

PICK\_UP **04**  
**男女共同参画社会推進の担い手  
 男女共同参画推進センター長の募集**

受付期間 1月4日(金)～31日(木) ※水曜、祝日を除く。  
 受付時間は曜日により異なりますのでお尋ねください。

応募資格 次のすべてを満たす人

- ①男女共同参画社会の推進に意欲と関心を持ち、この分野の内容に精通していること
- ②短大またはこれと同等以上と認められる学校を卒業した人
- ③昭和22年4月2日以降に生まれた人

業務内容

- ①男女共同参画の推進にかかる啓発事業の企画・立案
- ②男女共同参画推進センターの管理・運営

応募方法

次の2つを持参または郵送(〒857-0863、三浦町2-3 ※1月31日の消印有効)で男女共同参画課へ

- ①所定の申込書②課題作文800字以内、テーマ「男女共同参画について」

その他

申込書は市のホームページからもダウンロードできます。勤務条件など詳しくは同課へお尋ねください。

市男女共同参画課 ☎23-3828

PICK\_UP **03**  
**看護師募集  
 市職員採用試験**

受付期間 1月7日(月)～2月1日(金) 8:30～17:15  
 ※土・日曜、祝日を除く

試験日 2月10日(日)

試験会場 市立総合病院

募集職種 看護師

受験資格

昭和51年4月2日以降に生まれ、看護師の免許を持つ人か、5月までに免許取得見込みの人

採用予定人数

若干名

試験案内・申込書の配布場所

総合病院総務課、市役所玄関案内、人事課(市役所6階)、各支所、各行政センター

※申込書は総合病院のホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.hospital.sasebo.nagasaki.jp/>

市立総合病院事務局総務課 ☎24-1515

**市政通信**

PICK\_UP **01**  
**平成19年12月定例会市議会  
 12月定例会市議会への議案の上程**

12月3日から19日まで12月定例会市議会が開かれ、19議案、1報告が上程されました。このほか一般会計補正予算案(市職員の給与改定・温水対策事業等)や、水道事業会計補正予算案(温水対策経費等)など15議案が追加提案される予定になっています(12月7日現在)。

**【主な条例制定と改正】**

- ・市廃棄物の減量と適正処理等に関する条例の一部改正  
 吉井、世知原、小佐々地区におけるし尿処理手数料を改定し、18ℓあたり140円を160円とするもの
- ・市立休日急病診療所条例の一部改正  
 小児救急医療の提供のため、休日急病診療所(梅田町)で新たに平日の準夜間に小児科の診療を行うもの
  - ①名称 休日急病診療所⇨急病診療所
  - ②診療時間
    - 内科・外科 休日等 10:00～18:00(従来どおり)
    - 小児科 休日等 10:00～18:00(従来どおり)
    - 月～金曜 20:00～23:00(追加)



- ・市斎場条例の一部改正  
 西部芳生苑の建て替えに合わせ、市外在住者の火葬料を改正するもの
  - ①12歳以上 40,000円⇨57,000円
  - ②12歳未満 27,000円⇨38,000円 など

**【主な一般議案】**

- ・工事請負契約締結
  - ①花園住宅建替(建築)工事
  - ②桜木住宅2番館建替(建築)工事
  - ③愛宕地区コミュニティセンター(仮称)新築(建築)工事
- ・市有財産取得  
 消防ポンプ自動車2台

**おわびと訂正**

本紙12月号7ページ「主な施設(業務)の年末年始の休業」に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。おわびして訂正します。

主な施設(業務)	誤(12月号)		正	
	電話番号	休業日	電話番号	休業日
東部・西部クリーンセンターへのごみの搬入	26-2116	12月29日(土)～1月3日(木)	東部 31-3815 西部 47-5292	12月31日(月)～1月3日(木)
粗大ごみ収集	26-2116	12月31日(月)～1月3日(木)	32-2428	12月31日(月)～1月3日(木)
粗大ごみ受け付け	26-2116	12月31日(月)～1月3日(木)	32-2428	12月29日(土)～1月3日(木)

PICK\_UP **02**  
**高齢者医療制度の見直し**

このたび「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとなりましたので、その内容をお知らせします。なお、具体的な制度内容などが決定されましたら、今後、随時お知らせします。

- 1 70～74歳の人(注1)の窓口負担について  
 平成20年4月から平成21年3月までの一年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

注1 すでに3割負担の人と後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた人は除きます。

※今回の改正は、昨年の制度改正で、70～74歳の方の窓口負担について、平成20年4月から2割負担に見直すことになっていたものを据え置くものです。

- 2 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について  
 平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、

平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は9割軽減された額となります。

(対象者)

75歳以上の人(注2)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において被用者保険(注3)の被扶養者となっている人

注2 65～74歳で一定の障害認定を受けた人を含みます。

注3 この改正は、政府管掌保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合など、いわゆる「サラリーマン」の健康保険が該当し、国民健康保険は該当しません。

※昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の人については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することになっていましたが、今回の措置はそれに加えて行われるものです。

市役所国民健康保険課 ☎24-1111